

「商品をSNSで宣伝すると報酬がもらえる」などといって、多額の商品を購入させる儲け話にご注意！

消費生活
相談室

「インターネット通販サイトで商品等を購入し、その商品等についてSNSで宣伝すると、商品購入代金が支払われる上に報酬等が得られる」というような儲け話に関する相談が寄せられ、国民生活センターからも注意が呼びかけられています。トラブルに合わないよう慎重に判断しましょう。

【相談事例】

「商品を購入し、SNSで宣伝すれば、クレジットカードのポイントが貯まる」という広告代行ビジネスの事業者を知人から紹介された。事業者に指定された食品、日用品、化粧品などをクレジットカードで約150万円分購入し、SNSで宣伝したところ、商品購入代金が全額入金されクレジットカードのポイントも貯まったので、翌月は約400万円分の商品を購入した。しかし、事業者からの入金はなく連絡も取れなくなった。

【儲け話の仕組みの一例】

1. 消費者が通販サイトで商品を購入する
2. 通販サイトから商品が届く
3. 消費者は購入した商品を自身のSNSで宣伝する
4. 消費者は宣伝を行ったことを事業者(副業サイト、広告代行ビジネスなど)に報告する
5. 報告を確認次第、消費者に商品購入代金や報酬等が支払われる

⇒ 最初は商品購入代金や報酬が支払われるが、その後入金がなくなり、連絡も取れなくなるケースがある

【アドバイス】

☆うまい話をもちかけられても決してうのみにせず、慎重に判断を

消費者がSNSで商品を宣伝するだけで本当に利益が生まれているのか、なぜ報酬が得られるのかといった儲かる仕組みがよくわかりません。

「簡単に儲かる」などと副業サイトに掲載されていたり、知人等から紹介されてもうのみにせず、慎重に判断しましょう。

☆勧められるがままに多額の商品を購入するのはやめましょう

多額の商品を購入したものの、約束の商品購入代金の入金がなかったため預金を崩して支払ったり、借金せざるを得なくなったというケースも見受けられます。

初めに約束通り入金があったとしても、勧められるがままに多額の商品を購入することは危険です。

